

倫理的問題の性質の解明

－保育/教育の実践の記述から倫理教育の重要性を考える－

谷川友美 木村美佳

【要旨】

本研究は、保育の倫理教育の示唆をえるため、保育/教育者を対象に保育/教育現場で対応に難しさを感じる事例や判断を迷う事例を問い、保育/教育者の実践や思考の記述から、対象者が捉える問題を倫理的問題が含まれるのか明らかにすることを目的とした。研究対象を〇市のキャリアアップ研修（保健衛生・安全対策分野）の受講する保育者80名に調査用紙を配布し、その中から協力を得られた35名が記述した35事例とした。調査期間は、2019年10月13日～2019年10月20日とし、現象学的アプローチによる質的分析を行った。その結果、問題の性質については、35事例のうち、32事例は善一悪、権利一義務、人間の福祉、個人の最善の利益の事項が含まれていた。3事例は、法的責任に関する問題であるため法令に従って解決がはかれる事例であった。32事例中の内訳は、「家族に対する責任」と「保育者の子どもに対する責任」が組み合わさった問題15事例、「保育者の子どもに対する責任」に関する問題10事例、「保育者の子どもに対する責任」と「家族に対する責任」と「同僚に対する責任」と「地域と社会に対する責任」が組み合わさった問題5事例、「家族に対する責任」に関する問題2事例抽出できた。倫理的意思決定のプロセスの中で、事例にある様々な関わる人の価値や理念や原則があるも、優先順位の付けにくさがあるように考察できた。医療や社会福祉領域と異なり議論が進んでいないのが現状であり、今後の課題であると考察できた。また、保育者の家族に対する説明責任をどう果たしていくかの問題も浮かび上がり保護者支援の難しさが記される事例は多かった。倫理的ジレンマの対応は、実践の中で多くの時間を割いていた。今後、乳幼児教育や保育分野において、日常の問題を倫理的問題と意識化できる教育的試みが必要と考察できた。専門性の確立のためにも倫理教育の方法論を検討していく事は急務であると考察できた。

【キーワード】

倫理的ジレンマ 保育 教育 倫理教育

1. はじめに

少子化・高齢化が進む現代は、サービス提供を担う専門職者の倫理性と責任の自覚が問われている時代といえよう。様々な分野において、倫理綱領の作成・改定が行われ、第三者評価の

策定が進められている。このような動きは倫理観の高い専門職者の育成が求められ、その育成こそがひいてはその分野の質の向上へつなげられるからであろう。保育・初等教育分野も同様に、保育士資格の法定化に伴い、倫理の指針を

示し始めた。現在の保育士の倫理綱領は、保育士が専門職者として、どのように行動すべきか指し示すという意味で効力を持ち、今後の普及がのぞまれる。

保育・初等教育の実践の根底には、子どもを人間としての尊厳を守り、よりよい保育を提供するという倫理への問いかけが不可欠である。また日常の保育実践の中に、内在している倫理的問題を敏感に感じ取り、適切に対応することは、保育士や幼稚園教諭等の責務であり、同時に自らの専門職者としての基盤につながる。そのためには、いかに保育者の倫理的感受性を高め、倫理的視点を育めるかといった議論が必要となる。

子どもの育ちの中で、子どもや保護者を支援する立場である保育者らは、よい保育を提供したいと努力している。しかし実際は、子どもの育ちに寄り添う中で対応に困難を感じたり、判断を迷ったりと難しい事例に直面していると思われる。先行研究では、福祉/教育施設の社会的責任、具体的には「個人情報保護」と「苦情解決」、「地域交流」や「説明責任」などといった多岐業務の中で、どのような保育/教育が良い保育なのか、どのようにしたらよい保育/教育を実現できるのか悩むことも少なくないと言われている¹⁾。国内においての保育者の倫理に関する文献そのものが少ない。しかし、その中でも鶴は、National Association for the Education of Young Childrenが査定した「倫理綱領及び責任声明」を示し、我が国の保育領域の専門職倫理研究・実践に貢献できる有益な著書を紹介している²⁾。近年、日本の保育/教育の倫理への関心は高まっているといえるが、欧米の価値観に根差した倫理原則を適応して行為の善悪を判断する、あるいは倫理的ジレンマを解説するに留まっているのが倫理教育の現状といえる³⁾。保育/教育の倫理教育に関する研究は未だに体系化されておらず、保育/教育の学習機関及び機関に所属する教員の裁量に任されている

のが現状といえる¹⁾。

そこで、本研究の目的は、保育の倫理教育の示唆をえるため、保育/教育者を対象に保育/教育現場で対応に難しさを感じる事例や判断を迷う事例を問うこととする。また、その事例の中で、保育/教育者の実践や思考の記述から、対象者が捉える問題を倫理的問題が含まれるのか明らかにすることとする。

2. 研究方法

1) 研究対象者

大分市のキャリアアップ研修（保健衛生・安全対策分野）の受講する保育者80名に調査用紙を配布し、その中から協力を得られた35名が記述した35事例。

2) 調査の手順と方法

(1)調査期間

2019年10月13日。調査用紙を配布し1週間を目途に調査用紙の回収期間とした。

(2)データの収集方法

研究者自身が直接対象者に配布した。回答された調査用紙は、別府大学短期大学部初等教育科谷川友美宛へ郵送された。直接提出する協力者は、2019年10月13日に回収した。

(3)倫理的配慮

研究対象者には、配布する際本研究の目的や意義を述べ、本研究に参加・協力する選択権を渡した。調査結果は目的以外には使用しないこと、記名式にせず個人が特定されるような表記は行わないこと、秘匿を約束しプライバシー保護に努めた。

(4)研究デザインとデータの分析方法

ハイデッガーの実存主義を哲学的基盤とした解釈学的現象学 (interpretive phenomenology)

による質的研究（以下解釈学的現象学とする）。本研究の分析方法と分析過程は次の3段階のプロセスで行った。

【Step 1】調査用紙によってえられた、対応に難しさを感じる事例、判断を迷う事例の記述を、言葉や文脈を損なわずに問題の内容が抽出できるように整理する

【Step 2】状況を説明している言葉や文脈に注目し、共通する特徴があり特定の出来事が記述されているものを収集する

【Step 3】収集した出来事の意味を分析・解釈し、National Association for the Education of Young Childrenの倫理綱領を使用し、問題の性質を決定する（その問題が善と悪、権利と義務、人間の福祉、個人の最善の利益に関する事項が含まれているか問う）。保育/教育者が職場で直面する問題が倫理的なものを含むか否かを確認し、次に法的問題であるかどうかを確認する。その後、National Association for the Education of Young Childrenの倫理綱領に照らし合わせて専門職としてなすべきことをしているのか、あるいはなすべきでないことをしているのかを確認する。

記述内容の分析にあたってバイアスを減少させるため、一定期間（2日間）を置き、5回分析作業を繰り返した。

本研究の目的は、保育/教育者が捉えた事例を、National Association for the Education of Young Childrenの倫理綱領を使用し、問題の性質を決定するものである。どの程度、倫理問題とされるのか明確化できる。倫理問題とされた場合、対象者が捉えた倫理問題を「客観的な対象者の現実（外部から観察可能な世界）」ではなく、あくまでも対象者の「主観的な現実（内部者の視点）」から明らかにしようとしたものである。研究者は、「対象者の事例を読みながら、対象者の主観的な現実（捉えた現実）に浸り、対象者の考えと認識、その環境の中で生きてい

るものの見方を探る」という立場を取る。また、研究者が「語ること」やスーパーバイザーが「問い返す」という時間を設けた。これは、研究者の視点の対象化に努めるためである。視点の対象化とは、研究者がスーパーバイザーに「分析過程を示し解釈を語ること」によって、「思い込み」や「とらわれ」に気づくことをいう。

(5) 倫理問題の内容

問題の性質を決定した場合、倫理問題の内容分析には、National Association for the Education of Young Childrenの倫理綱領の4領域を使用する。4領域とは、保育者の子どもに対する責任、家族に対する責任、同僚に対する責任、地域と社会に対する責任を取り扱っている。

本研究は、無記名で実施しており35事例を対象である。よって、追跡・追加が不可能なため、倫理的ジレンマかどうか判断できないことが予測される。本来は、問題の性質を決定した後、問題がどのような種類のものであるかを明らかにし、それに応じて行動できるものである。その問題が倫理的ジレンマであれば、正当だと認められる解決法（その領域における価値と道徳原理に基づいて正当化されるもの）に達することを目標にして状況を分析するという手順をとる。

3. 研究結果及び考察

1) 問題の性質について

35事例のうち、32事例は善—悪、権利—義務、人間の福祉、個人の最善の利益の事項が含まれていた。3事例は、法的責任に関する問題であるため法令に従って解決がはかれる事例であった。

32事例中の内訳は、「家族に対する責任」と「保育者の子どもに対する責任」が組み合わさった問題15事例、「保育者の子どもに対する責任」に関する問題10事例、「保育者の子どもに対する責任」と「家族に対する責任」と「同僚に対する責任」と「地域と社会に対する責任」が組

み合わさった問題5事例、「家族に対する責任」に関する問題2事例抽出できた。

2) 葛藤する複数の責任の整理

保育者や子どもや家族や同僚や地域社会といった責任が絡み合いながら、事例は展開している。まずはそれを整理しなくてはならない。一つの事例を取り上げる(表1・2)。

表1 登場人物について

人物	
子ども K	4歳 男児 落ち着きのなさ等がある。
親 O	母親 朝から夜遅くまで仕事。送迎も父親と交代しながら行っている。
保育者 T	保育士20年目 主任

表2

今までの経緯及び現状	<p>Kは、保育所で落ち着きのない様子が多々見れる。保育者が話している途中でも自分の話を始める。早口で活舌が悪い特徴をもつ。</p> <p>OとTでKについて話をする事が出来る場面があった。Tは、Oと話をする際、導入部分に非常に気遣い、和やかな雰囲気を作るよう努めた。Tは、保育所での生活の中でKの落ち着きのなさや活舌の悪さ等、Tが気になる部分をOへ伝える。Oは、「Kが元気であれば大丈夫」と語気強く答えた。また、活舌の指摘に対しては、母曰く「何を言っているかほとんど解らないが、父親も(幼い頃)そんな感じ(同様な様子)だった。父親はそのような感じだったけど立派に大人になったし…(心配いらない)」と回答した。</p> <p>Tは、今後Kの友達との関係性も深くなる中で会話が聞き取りづらい、もしくは聞いてもらえないということは、Kの交友関係が上手いかわからないのではないかと心配している。また、交友関係が上手いかわからない状況が重なりKの自尊心が保たれなくなるのではないかと、ひいては発達に脅かされないかについて危惧している。その点もOに意見を尋ねるも、Oは「問題ないし気にもならない」と返答があった。</p> <p>Tは以前受け持った子どもの中に、同じような特徴を持つ子どもがおり、その子どもと重ねていた。以前受け持った子どもは専門機関に受診せず活舌の悪さによる言葉の遅れ等を抱えながら大人になった児であった。その経験からKの発達等が気がかりになりながら、Oへの関わり方、Kへの支援方法について悩みを抱えていた。</p>
------------	---

この事例では、葛藤する複数の責任の確認が

必要となる。これは、関係者全員の個人のニーズ、集団のニーズや、関係者に対する当該保育者の義務を考えることを伴う。道徳的に正当と認められる決定のために、保育者は保育者自身の義務のそれぞれを比較考察し、バランスをとらなければならない。

Tは、Oの「落ち着きのなさや活舌の悪さ等」は特に現状で問題でなく、経過観察していく中で修正されるであろう予測」には賛同できない状況である。その根拠は、TがKと似た子どもの担任を務めた際、専門機関につなぐことが最も良い支援であると考えている。保育領域に限らず、ニューマンサービス領域において、クライアント(この場合子ども)本人Oへの義務とKへの義務との衝突から倫理的ジレンマが生じやすいことが指摘されている。複数のクライアントが存在する状況の難しさは倫理的ジレンマの解決に加え、両者の関係や専門職とクライアントの関係性にもより影響を及ぼすことにあると言える(とされている2)。

このような状況下において、Kの専門職の要求(経過観察する)やKのOへの行為が、専門職の観点から子どもの最善の利益とは思えないことも含まれる。倫理的意思決定のプロセスは、National Association for the Education of Young Childrenの文書においても手順が示されている。問題はどのようにして、それらの状況下にある価値や理念や原則の中で、一番いいものは何か考えていくかということである。保育や教育の領域において、複数のクライアントの存在する状況では、「子どもの最善の利益」が倫理的意思決定の要といえる。しかし、表1・2の事例においては、優先順位が付けにくいことは明らかだ。保育や教育の領域における多くの倫理的ジレンマは「より良い状態へ導きだす実践」で解決可能である。しかし、倫理的責任に優先順位をつけることに関しては医療や社会福祉領域と異なり議論が進んでいないのが現状で

あり、今後の課題であると考察できる。

3) 家族が求める保育と保育者が求める保育

多くの事例で、保育者は倫理的ジレンマを経験していた。その後、倫理的責任はどうとっているのか整理し確認しようと試みていた。しかし、記述の中には葛藤する複数の責任を整理してより良い実践と確信しているにもかかわらず、保護者への伝え方に苦慮し思い悩む状況が多かった。思い悩む過程において、可能性のある複数の解決法を限った時間内に自由に話し合っ、いろいろなアイデアを出していた。そのアイデアや話し合いの模索は大変多方面から検討されている内容であったように思われた。保育者らは、「子どもに対する責任」、「家族に対する責任」、「同僚に対する責任」、「地域と社会に対する責任」、全ての価値や理念や原則を整理し優先順位をつけより良い実践を見出しているといえる。さらに、その思考や根拠を、価値や理念や原則を使用して家族へ説明することに躊躇している保育者の姿が浮かび上がってきた。倫理的ジレンマの対応は、様々な分野の対人援助の分野でも重要視されている。保育者らが、保護者支援の難しさを記されるには、それだけ実践の中で多くの時間を割いており、乳幼児教育や保育分野の倫理教育の必要性といった課題があるといえるのではないだろうか。

また、本研究では倫理的ジレンマを抱く場面を尋ねたのではなく、対応に難しさを感じる事例や判断を迷う事例について尋ねた。このことは、これらの事例に含まれる問題は、倫理的問題だと意識化できるかどうかについても重要な課題と思われた。倫理的問題と認識できれば、解決法を検討する際クリティックにエビデンスを前面に打ち出せるのではないだろうか。家族に対し専門的な保育/教育の視点を述べていくことが、ひいては専門性の確立の一步に繋がると考えられる。

全国で毎年、保育者の質の向上を目的にキャリアアップ研修が行われている。本研究のデータ収集では、その研修の受講生を対象にした。キャリアアップ研修の分野は「保健衛生・安全対策」であった。よって、研究対象になる事例の数々は保健衛生に偏った内容であった。その他の分野でも同様に調査していく必要もあると思われる。

3. 結語

・倫理的問題の性質は、35事例のうち、32事例は善—悪、権利—義務、人間の福祉、個人の最善の利益の事項が含まれていた。3事例は、法的責任に関する問題であるため法令に従って解決がはかれる内容であった。

・32事例中の内訳は、「家族に対する責任」と「保育者の子どもに対する責任」が組み合わさった問題15事例、「保育者の子どもに対する責任」に関する問題10事例、「保育者の子どもに対する責任」と「家族に対する責任」と「同僚に対する責任」と「地域と社会に対する責任」が組み合わさった問題5事例、「家族に対する責任」に関する問題2事例抽出できた。

・倫理的意思決定のプロセスの中で、事例にある様々な関わる人の価値や理念や原則があるも、優先順位の付けにくさがあるように考察できた。医療や社会福祉領域と異なり議論が進んでいないのが現状であり、今後の課題であると考察できた。

・保育者の家族に対する説明責任をどう果たしていくかの問題も浮かび上がり保護者支援の難しさが記される事例は多かった。倫理的ジレンマの対応は、実践の中で多くの時間を割いていた。

・今後、乳幼児教育や保育分野において、日常の問題を倫理的問題と意識化できる教育的試みが必要と考察できた。専門性の確立のためにも倫理教育の方法論を検討していく事は急務である。

4. 引用・参考文献

- 1) 谷川友美 保育を学ぶ学生の倫理教育に関する研究—道徳的推論及び道徳的発達段階の調査より— 2011年発行「別府大学短期大学部紀要」第30号 p 36
- 2) 鶴宏史 倫理と保育者（第2版）第3章
Feeney, S., Freeman, N.K.& Pizzolnongo, P.j.,
Ethics and the Early Childhood Educator:Using
the NAEYC Code, NAEYC, 2012,Chapter 3
- 3) 谷川友美 保育実践の倫理—倫理的な保育実践システムの構築を目指して— 2013年発行別府大学短期大学部紀要第32号 p 52